

**介護老人保健施設 L A ・ L A ・ L A 及び介護老人保健施設 L A ・ L A ・ L A ユニット型
短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
重要事項説明書**

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 L A ・ L A ・ L A
- ・開設年月日 平成 2 年 2 月 2 8 日
- ・所在地 半田市更生町一丁目 1 2 3 - 1 3
- ・電話番号 0 5 6 9 - 2 4 - 0 1 1 1
- ・F A X 番号 0 5 6 9 - 2 4 - 3 6 2 2
- ・管理者名 松前 秀和
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2 3 5 2 4 8 0 0 0 4 号)

(1-1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 L A ・ L A ・ L A ユニット型
- ・開設年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日
- ・所在地 半田市更生町一丁目 1 2 3 - 1 3
- ・電話番号 0 5 6 9 - 2 4 - 0 1 1 1
- ・F A X 番号 0 5 6 9 - 2 4 - 3 6 2 2
- ・管理者名 松前 秀和
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2 3 5 2 4 8 0 0 4 6 号)

(2) 目的と運営方針

[目的]

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、要介護及び要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の基での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供することで、利用者の療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

[運営方針]

I 施設運営方針

全職員の協働意思のもと利用者に対して安心と満足を与える。

II 利用者の処遇

利用者を 1 人の個性ある存在と認め、人と人との触れ合いを通しながら自立に向かうよう援助する。

(3) 介護老人保健施設 L A ・ L A ・ L A 職員体制

	職員数	夜 間	業務内容
・医 師	1 名以上		入所者の病状等の把握・管理
・看護職員	7.7 名以上	1	病状・心身の状況に応じた看護
・薬剤師	1 名以上		医薬品の管理・調剤
・介護職員	19.3 名以上	2	自立の支援、日常生活の充実

・支援相談員	1名以上		入所者に対する相談援助
・理学療法士	0.8名以上		入所者に対する機能訓練
・作業療法士			入所者に対する機能訓練
・言語聴覚士			入所者に対する機能訓練
・管理栄養士又は 栄養士	1名以上		入所者の食事・栄養の管理
・介護支援専門員	1名以上		サービス計画の立案
・事務職員	1名以上		事務処理
・その他	1名以上		施設内の整備等

(3-1) 介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型 職員体制

	職員数	夜間	業務内容
・医師	1名以上		入所者の病状等の把握・管理
・看護職員	1.7名以上		病状・心身の状況に応じた看護
・薬剤師	1名以上		医薬品の管理・調剤
・介護職員	5.3名以上	1	自立の支援、日常生活の充実
・支援相談員	1名以上		入所者に対する相談援助
・理学療法士	0.2名以上		入所者に対する機能訓練
・作業療法士			入所者に対する機能訓練
・言語聴覚士			入所者に対する機能訓練
・管理栄養士又は 栄養士	1名以上		入所者の食事・栄養の管理
・介護支援専門員	1名以上		サービス計画の立案
・事務職員	1名以上		事務処理
・その他			施設内の整備等

2. サービス内容

① 短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時00分～ 8時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応します。）

④ 送迎

⑤ 医学的管理・看護

⑥ 介護

⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑧ 相談援助サービス

⑨ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、該当する方は、個別にご相談させていただきます。

3. 事業の実施地域は、半田市、阿久比町、武豊町、常滑市の区域とする。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・面会時間を厳守してください

・外出の際は、事前にご連絡いただき、時間を厳守してください

・飲酒・喫煙・火気の取扱いは禁止しております

- ・設備・備品の取扱いにご注意いただき、破損等が生じた場合は賠償していただきます
- ・必要なもの以外（備品・食べ物等）の持ち込みはお断りしております（紛失等の責任は負いません）
- ・金銭・貴重品の持ち込みはお断りしております（紛失等の責任は負いません）
- ・ショートステイ利用中に他の病院受診はご遠慮ください
- ・宗教活動は禁止しております
- ・ペットの持ち込みはできません
- ・リスク管理のもと部屋替えを行います
- ・利用者及び保証人が指定する者に対し緊急に連絡します
- ・他利用者への迷惑行為は禁止しております

5. 契約の解除条件

当事業所は、利用者・家族に対し、次のいずれかの場合には利用途中であっても利用を解除・終了します。

- ・利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ・利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ・利用者が、当事業所、当事業所の職員または他のご利用者等に対し、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ・天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合
- ・料金の支払を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず20日以内に支払われない場合
- ・施設の規則、契約等を遵守しない場合

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難階段、非常通報装置、漏電火災報知機、避難器具、誘導灯、誘導標識、防火戸、避難口（非常口）、非常警報設備等
- ・防災訓練 年2回（うち1回は消防署立会いのもと、夜間を想定して）

7. 警戒宣言発令時の対応措置

警戒宣言が発令された場合の対応は、次のようにします。

利用は警戒宣言が発令された時点で終了とし、ご利用者はご家族にお迎えに来ていただきます。引き渡すまでの間は施設で保護します。

*警戒宣言発令後のご予約は取り消させていただきます。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、利用者及び保証人が指定する者に対し緊急に連絡します。

8. 事故発生時の損害賠償

当事業所は、損害賠償責任保険に加入していますので、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その規約に基づき、速やかに対応します。

9. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等、他の方に迷惑を掛けること」は禁止します。

10. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

８：３０～１７：３０（日曜除く）

電話０５６９－２４－０１１１

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

他に、以下のような外部の苦情相談窓口があります。

- | | |
|---------------------|------------------|
| ① 愛知県国民保険団体連合会介護保険室 | TEL 052-971-4165 |
| ② 半田市役所高齢介護課 | TEL 0569-21-3111 |
| 阿久比町役場保険課 | TEL 0569-48-1111 |
| 武豊町役場福祉課 | TEL 0569-72-1111 |
| 常滑市役所福祉課 | TEL 0569-35-5111 |

11. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。